

## 公共建築物における木材利用の導入ガイドライン（概要）

### (1) 背景

平成 23 年 5 月、国土交通省において、「木造計画・設計基準」が制定されたが、この基準は事務用途の建築物に関する事項についての記載となっている。

しかし、地方公共団体では、事務用途以外の建築物も多数整備しており、これらの建築物について必要な技術的事項を整理することが重要であることから、平成 23 年 5 月、「全国営繕主管課長会議」において、**事務用途以外の公共建築物を主な対象**として木材利用のためのガイドライン等を作成することが付託事項として採択され、公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等検討会を設置した。

平成 23・24 年度は、全国営繕主管課長会議の構成員の協力を得て、地方公共団体及び国土交通省大臣官房官庁営繕部において木材の利用に取り組んだ事例を収集・整理し、「**公共建築物における木材利用の取組に関する事例集**」として取りまとめた。

平成 24・25 年度、同様の公共建築物について、より技術的内容を深め、設計図面を主とした「**公共建築物における木材利用の導入ガイドライン**」を取りまとめることとなった。

### (2) 導入ガイドライン(案)の概要

○目的 主に事務用途以外の公共建築物を対象として、木造や内装・外装に木材を利用するために必要な技術的事項を整理して、設計段階における手引書とするもの。

#### ○掲載する取組内容及び対象

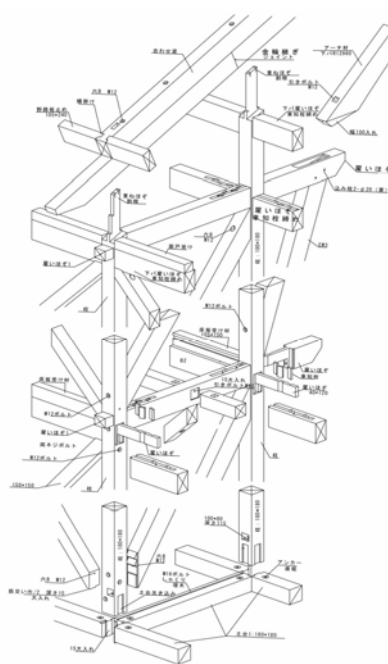
地方公共団体及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の木材の利用に関し、木造又は一部木造した建築物及び木材を内装や外装に利用するための技術的に工夫したもの



第 4 章－8 木材の多様な見せ方  
(熊野古道センター 三重県)



第 5 章－1 建築意匠に応じた設備計画  
(エコビレッジ志段味の集会場 名古屋市)



第 2 章－1 合理的な工法・材料  
(中津市立鶴居小学校校体育館 大分県)

## 公共建築物における木材利用の導入ガイドライン 構成

- 第1章 木材の利用
  - 1 木材の利用
  
- 第2章 合理的な建築計画
  - 1 合理的な工法・材料
  - 2 コスト
  
- 第3章 建築構造の設計
  - 1 立面混構造
  - 2 平面混構造
  - 3 別棟解釈
  - 4 高耐力壁
  
- 第4章 建築部位の設計
  - 1 耐火・準耐火建築物
  - 2 維持管理を考慮した設計手法
  - 3 樹種と使用部位
  - 4 床衝撃音対策
  - 5 中規模空間
  - 6 大規模空間
  - 7 多湿空間
  - 8 木材の多様な見せ方
  
- 第5章 建築設備の設計
  - 1 建築意匠に応じた設備計画

### (参考)

#### ○公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等検討会

- 委員 東京都（委員長）、静岡市（副委員長）、北海道、神奈川県、石川県、愛知県、兵庫県、山口県、徳島県、熊本県、宮崎県、さいたま市、相模原市、国土交通省
- 事務局 国土交通省
- 協力 農林水産省林野庁

#### ○今後のスケジュール

全国営繕主管課長会議で承認後、国土交通省ホームページに掲載予定。